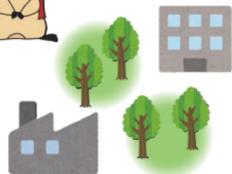


意見募集
パート2

工場の緑について 意見を募集しています



工場の緑地って？



今から50年ほど前、公害が問題になり、大規模な工場を建てるときには、敷地内に緑地を確保しないと行けないという工場立地法ができました。

工場立地法では…

敷地の20%以上は、木や芝を植えた「緑地」を備えることが定められています

「緑地」って？

樹木や芝、花壇、屋上緑化などを備えた土地のこと



市内にはどれくらい工場があるの？

この法律の対象となる大規模な工場※は、南二見人工島に22工場、市街地に22工場あります。
※敷地面積9000㎡以上または、建築面積の合計3000㎡以上の工場



何が課題なの？

市内には古い工場が多く、老朽化が深刻で、**防災面などの課題から建替えたり、生産性向上のため新たに増改築**をしたい企業があります。しかし、新たに緑地を確保する必要があるため、敷地に余裕がなく困っています。

大規模工場の緑地面積率平均
南二見人工島 (22.24%)
市街地 (13.97%) ← 法律ができる前から立地している工場のため適法
※R元年12月時点



工場内の緑地の割合(面積率)は、地域の実情に合わせて、市が条例で決めることができますので、検討会を設置して、経済・環境・社会の3側面から議論しているところです。



今回はどう 意見を募集しているの？

工場内の緑地面積率については、事業者側だけの問題ではなく、**景観や環境、住民の理解などさまざまな視点からみる**ことが必要なテーマです。

そこで、皆さんの意見を聞いて検討の材料にしたいと考えています。



もっと詳しく知りたい方へ

これまでの検討状況がご覧いただけます。



★検討会で出た意見から…

工場の緑地もまちの緑の資源として重要なもの。

CO2吸収量や緑の質を高める観点からも議論を。

まちづくりや地域との関わりも大切である。



他の市町は緑の割合を 引き下げ(緩和)しているの？

法律が改正された平成24年ごろから、割合を引き下げる動きがあります。県内41市町中18市町で緩和しており、23市町では緩和していません。

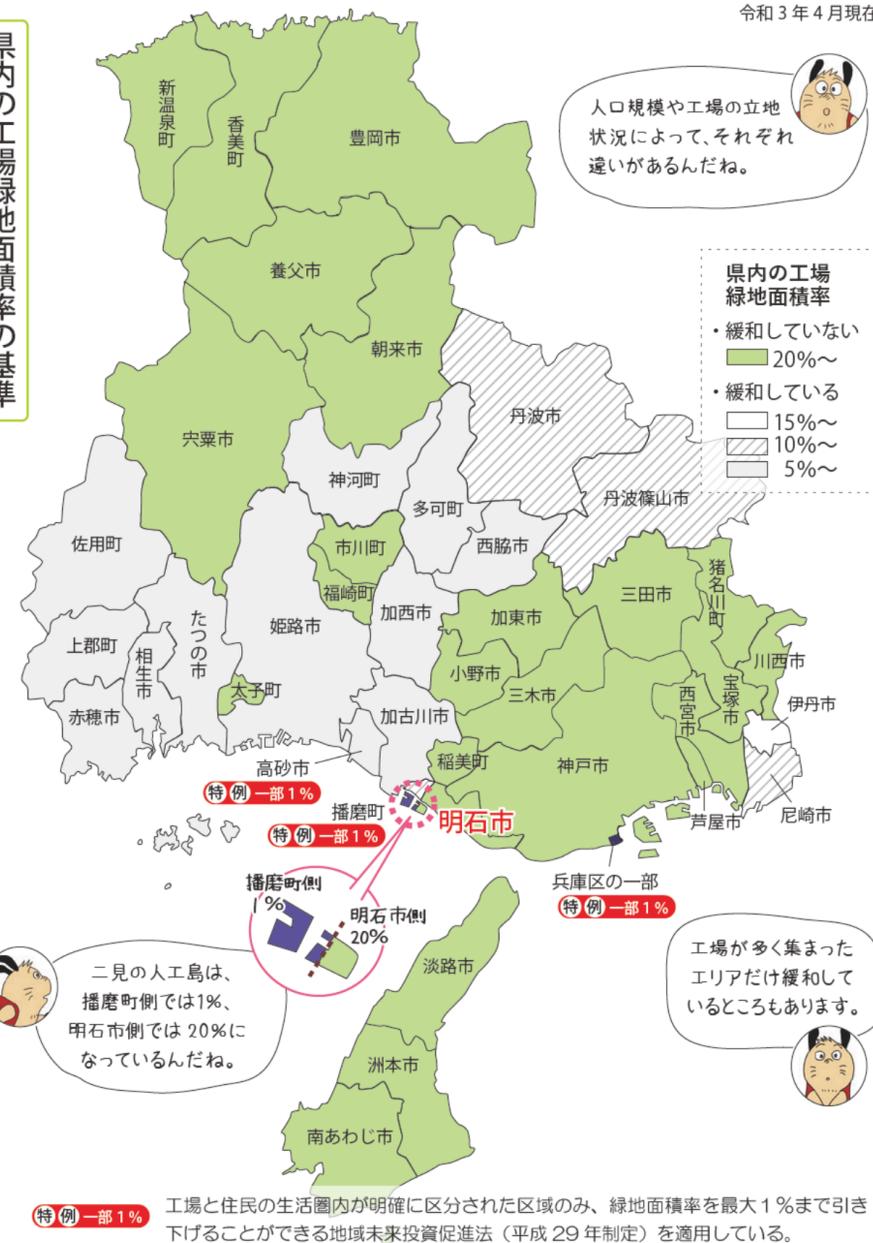


経済・環境・社会の3側面から議論。学識経験者や市民委員も参加している検討会。

これまでの動き

- ・令和2年11月 明石商工会議所から市議会に「工場立地法による緑地面積率緩和に関する請願書」が提出され、12月市議会で採択
- ・令和2年12月 第1回工場緑地のあり方検討会を開催
- ・令和3年1月 第2回、同検討会を開催
- ・令和3年3月 第3回、同検討会を開催

県内の工場緑地面積率の基準



ご意見をお寄せください

(1) 景観を良くするために

1. 工場緑地の適正な維持管理
2. ブロック塀を植栽などに変更
3. 工場敷地周辺部への緑地の集中的な配置
4. 季節ごとの美しさや香りに配慮した花木を選ぶ
5. 高、中、低木を適切に配置し、緑のボリュームの向上
6. その他

(2) 環境・衛生の保全

1. CO2排出量の削減
2. 壁面、屋上、駐車場の緑化
3. ビオトープの設置
4. 生態系保全のための郷土種の利用
5. 騒音、振動、悪臭、飛砂、風塵の防止
6. その他

(3) 地域との関わりについて期待すること

1. 近隣住民との情報交換やコミュニケーション
2. 地域活動(祭り、清掃活動)への参加・協力
3. 工場内敷地(グラウンド、体育館等)の地域住民への開放
4. 災害発生時の避難場所や物資の提供
5. 工場見学の実施
6. その他

2. ご意見を自由にお書きください

12面の自由記入欄をご利用ください。

回答方法・用紙は、12面(最終面)へ

郵送・ファクシミリ・インターネットで受け付けています。いただいたご意見は、検討会での議論の参考とさせていただきます。

お問い合わせ/SDGs推進室 (TEL 918-5010 FAX 918-5101)